

1 か月児健康診査費用の一部助成について

宇陀市では1か月児健康診査費用の一部助成を実施しています。健診を受ける医療機関(助産院)によって助成の受け方が異なります。

助 成 対 象

宇陀市に住民登録のあるおおむね生後1か月前後の新生児

A 宇陀市と委託契約を結んでいる県内医療機関・助産院

別添の【1か月児健康診査受診券】にて、健診費用を助成します。

- 1) 【1か月児健康診査受診券】の記入欄と、
裏面の【1か月児健康診査問診票】を記入してください。
- 2) 上記の書類と、母子健康手帳を医療機関へ提出し、
健診を受診してください。
- 3) 助成額を超えた部分のみ自己負担として支払いしてください。



補助券綴りに
綴っています

1 か月児健康診査受診券

B A以外の県内医療機関・助産院または県外医療機関

健診費用の全額を立て替えてお支払いいただき、のちに上限額まで払い戻しさせていただきます。

- 1) 健診を受診し、医療機関にて健診費用を一旦全額支払いしてください。
- 2) 別添の【1か月児健康診査費用請求書】を下記の書類等と併せて宇陀市健康増進課へ提出してください。

▼持ち物

- ・ 領収書及び診療証明書の写し
- ・ 母子健康手帳等検査結果が確認できるもの
- ・ 振込先口座の写し
- ・ 別添【1か月児健康診査問診票】
(ご記入をお願いします。)



注 意 事 項

1 か月児健康診査費用請求書・問診票

- ・ 健診を受ける時点で宇陀市から転出されている場合は、助成の対象外となります。
転出先の市町村までお問い合わせください。
- ・ 保険診療の対象となる診療や検査については、助成の対象外となります。